

第14節 医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足若しくは医療機構が混乱した場合における医療及び助産の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、市町村長が行う。

なお、市町村限りで実施困難なときは隣接市町村、県その他の医療機関の応援により行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は市町村長）が行う。

主な実施機関

市町村、県（危機管理局、保健福祉政策課、医療政策課、健康増進課、薬務課、病院局）、独立行政法人国立病院機構本部中国四国ブロック事務所、日本赤十字社、県医師会

2 医療救護体制

(1) 初期医療救護体制

ア 市町村医療救護所

市町村が地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮の上、設置するとともに、住民に周知を図る。

イ 医療従事者の確保

市町村は、あらかじめ地元医師会と災害・事故等時の医療救護に関する協定を締結するよう努めるものとする。

原則として、市町村は、その協定等に基づく医療機関により医療救護班を編成・実施する。

被災地の市町村は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

(ア) 必要人員

(イ) 期間

(ウ) 派遣場所

(エ) その他必要事項

なお、初期災害医療救護においては、自律的な活動を行うことが必要であり、県及び日本

赤十字社徳島県支部は、状況により自らの判断で医療従事者を市町村医療救護所に派遣できるものとする。

派遣する医療従事者は、医師1名、看護婦2名、連絡員（運転用務を含む）1名を基本とし、状況に応じて班員構成の調整を行う。

派遣された医療従事者は、予め定められた召集連絡方法、出動体制により、医療救護に必要な医薬品、衛生材料及び通信機器等を携行する。

ウ 業務

市町村医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
 - (イ) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
 - (ウ) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
 - (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
 - (オ) 助産
 - (カ) 記録及び災害対策本部への状況報告

エ 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

- (ア) 医療及び助産の対象
 - a 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者。
 - b 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者。
- (イ) 医療及び助産の範囲
 - a 診察
 - b 薬剤又は治療材料の支給
 - c 処置，手術その他の治療及び施術並びに看護
 - d 病院又は診療所等への収容
 - e 分べんの介助
 - f 分べん前及び分べん後の処置
 - g 脱脂綿，ガーゼその他の衛生材料の支給
- (ウ) 医療及び助産の期間
 - a 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
 - b 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

(2) 後方医療救護体制

市町村医療救護所に対応できない中等・重症患者は、各救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）に原則として収容する。

2次救急医療機関に対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

なお、各救急医療圏の災害拠点病院については、他の圏域からの患者の収容に、可能な限り努めるものとする。

3 傷病者の搬送

(1) 傷病者の医療機関への搬送は、原則として市町村が実施するものとする。

(2) 市町村医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、市町村で対応できない場合は、県、日本赤十字社徳島県支部及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

(3) 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、必要に応じヘリコプターによる空輸を県が消防防災ヘリコプター等を活用し、行うものとする。

4 医薬品、医療資器材の調達

(1) 市町村長は、医薬品等の調達を行うものとする。

(2) 知事は、備蓄している医薬品等を優先的に使用するものとし、当該医薬品等が不足したときは、すみやかに業者から調達又は斡旋を行うものとする。なお、医薬品及び衛生材料については、徳島県医薬品卸業協会との間で締結した「災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書」に基づき供給を要請するものとする。

輸血用血液については、日本赤十字社徳島県支部を通じ、徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給を受けるものとする。

5 難病等に係る対策

県は、市町村、医療機関等と密接な連携を図り、難病患者等に必要な医療の確保を行うために、医療機関の状況把握と医薬品の確保につとめる。

また、難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院に協力を求めるなどして、必要な医療を提供できる医療機関の把握と確保に努める。

6 総合調整

県は、災害時の医師等医療従事者及び医薬品等の不足に対処するため、広域的な医療救護班の

派遣，医薬品等の搬送，重症・重篤患者の受け入れを調整する。

また，県だけでは十分な医療救護活動が実施できない場合は，国及び隣接府県に対し，医療救護班の派遣，傷病者の受け入れ及び難病患者等の医療等への支援を要請するとともに，他都道府県等からの医療救護班，医薬品等の受け入れを調整する。

(注) 病院及び病床数 覧表

救急病院等一覧表

市町村別救急車，患者輸送車，保有状況

災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託するについての協定書

災害・事故等時の医療救護に関する協定書

難病医療ネットワーク事業における拠点・協力病院

特定疾患に係る医療機関一覧表

「徳島県災害時医薬品等供給マニュアル」から

県備蓄医薬品等供給体制図

災害時医薬品等供給連絡体制図

県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

保管場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量

災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書

を別冊資料編に添付